

【重要】教育職員免許法および同法施行規則改正に伴う注意事項について

「2025年度4月・9月入学 教育学部科目等履修生（教職課程・博物館学芸員課程）募集要項」（本紙）の p. 5 ～7をご確認ください。

教育職員免許状取得要件（新課程）

1. 取得要件

教育職員免許状を取得する場合、「教育職員免許法」と「教育職員免許法施行規則」による基礎資格を満たし、所定の単位を修得する必要があります。なお、以下は法改正後の新課程です。施行規則附則に基づき、旧課程の適用となる場合は、出願先学部事務所へご相談ください。

1-1. 基礎資格

学士の資格を有すること。（小学校一種・中学校一種・高等学校一種共通）

1-2. 修得単位

法令区分／免許状の種類	小学校 一種	中学校 一種	高等学校 一種
教科及び教職に関する科目	合計 59単位	合計 59単位	合計 59単位
教科及び教科の指導法に関する科目 ※(1)	小計 30単位	小計 28単位	小計 24単位
教科に関する専門的事項 ※(1)			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） ※(1)		8	4
教育の基礎的理解に関する科目 ※(2)	10	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※(2)	10	10	8
教育実践に関する科目 ※(2)	7	7	5
大学が独自に設定する科目 ※(3)	2	4	12
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	合計 8単位	合計 8単位	合計 8単位
日本国憲法	2	2	2
体育（実技）	2	2	2
外国語コミュニケーション	2	2	2
教理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	2	2
最低修得単位数の合計	67	67	67

※(1) 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の最低修得単位数

「教科に関する専門的事項」については、法令上の最低修得単位数は定められていません。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」としては、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」との合算で「小計」に記載の単位数を修得する必要があります。また、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」については、中学校免許取得者は8単位以上、高等学校取得者は4単位以上修得することが定められています。

※(2) 「教育の基礎的理解に関する科目」等

①「教育の基礎的理解に関する科目」、②「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」および③「教育実践に関する科目」の総称として、「教育の基礎的理解に関する科目」等とします。

※(3) 大学が独自に設定する科目（一種免許状）

「教育の基礎的理解に関する科目」等、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として計算されます。上表に記載の単位数は、「教育の基礎的理解に関する科目」等、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「大学が独自に設定する科目」の合計最低修得単位数である59単位から、「教育の基礎的理解に関する科目」等と「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を差し引いた単位数であり、「大学が独自に設定する科目」の科目区分に設置されている科目を、記載されている単位数以上履修しなければならないという意味ではありません。

中学校・高校免許状取得要件（新課程）

（１）教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」については、「教科に関する専門的事項」および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の合算で、中学校免許取得者は28単位以上、高等学校免許取得者は24単位以上を修得する必要があります。必修科目のみの履修では「教科及び教科の指導法に関する科目」の合計単位数要件を満たさない場合がありますので、ご注意ください。

（１－１）教科に関する専門的事項

<英語(中学1種・高校1種)>

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低修得単位数	科目名	履修方法	単位	科目設置箇所	
教科に関する専門的事項	英語学	Introduction to English Linguistics (2023年度より科目キー210C020100) (2020年～2022年: Introduction to English Linguistics、2019年: Introduction to Communications、科目キー210C020200)	必修	2	国際教養学部	
		English Phonetics and Phonology		2		
		English Syntax (2022年度以前科目名: Syntax)	選択	4		
		Applied Linguistics (English)		2		
		Word Structure and Vocabulary; English and Japanese in Contrast (2022年度以前科目名: Word Structure and Vocabulary)		4		
		Fundamentals of Generative Syntax		4		
		Selected Topics in Applied Linguistics		4		
		History of English		2		
		Historical Linguistics		2		
		Introduction to Application of Linguistics※3 (2022年度以前科目名: Introduction to Language Studies)		2		
	英語文学	2	Introduction to Literature	必修		2
			American Literary Studies	選択		2
			Reading American Literature			4
	英語コミュニケーション※1	2	English Plus (Speech and Public Speaking)	2単位 選択 必修		2
			English Plus (Leading Discussion (and presentation))			2
			English Plus (Pragmatic Use of English in Natural Conversation)			2
			English Plus (Pragmatic Use of English in Speech Acts)			2
	異文化理解	5	Introduction to Cultural Studies※4	必修		2
			Modern British History※4			4
			Selected Topics in Irish Studies			4
			Introduction to Irish Studies			2
			Introduction to Post-colonial Literature			2
Cross-cultural and Historical Issues in Postcolonial Literature			2			
Post-Colonial Literature			4			
Postmodernism: Theories and Culture			4			
最低修得単位数	22					

※2018年度以前入学者は履修科目が追加となる場合がありますので、出願前にご相談ください。

(1-2) 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

教育職員免許法施行規則上の科目名	設置科目	単位	履修方法
各教科の指導法	教科教育法 1	2	必修
	教科教育法 2	2	
	教科教育法 3	2	中学のみ必修
	教科教育法 4	2	
最低修得単位数		中学 8 ・ 高校 4	

- 取得を希望する教科の指導法を履修してください。中学校免許取得者は 1～4 の 8 単位、高等学校免許取得者は 1・2 の 4 単位が必修です。
- 高等学校免許取得者が、同一教科の教科教育法 3・4 を取得した場合、教科及び教科の指導法に関する科目の総単位に積算されます。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目」等（必修）

教育職員免許法施行規則に定める科目		設置科目※ 1	単位	履修方法
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎総論 1（中・高）	2	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論（中・高）	2	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度総論（中・高） ※ 2	2	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学（中・高）	2	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育（中・高） ※ 3	1	必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成論（中・高）	1	必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論および指導法	道徳教育論（中・高）	2	中学必修
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習・探究論（中・高）※ 3	1	必修
	特別活動の指導法	特別活動論（中・高）	1	必修
	教育の方法及び技術	教育方法・技術論（中・高） ※ 4	2	必修
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育における ICT 活用（中・高）※ 5	1	必修
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論（中・高）	2	必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	生徒理解と教育相談（中・高）	2	必修	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習演習（中・高）（3 週間）	5	中学必修
		教育実習演習（中・高）（2 週間）	3	高校必修
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	必修
最低修得単位数			中学 2 8 ・ 高校 2 4	

- ※ 1) 旧課程で修得した科目については、教育職員免許法施行規則附則に基づき、新課程の科目へ一部読み替えることができます。詳細は出願先学部へお問い合わせください。教育の基礎的理解に関する科目等において、旧課程の同一科目を修得している場合、新課程への読み替えが可能のため、原則として再度の履修は不要です。
- ※ 2) 旧「教育基礎総論 2（中・高）」を修得済みの場合、再度の履修は不要です。
- ※ 3) 新設科目のため、新課程適用者は履修が必須となります。
- ※ 4) 旧「教育方法研究（中・高）」を修得済みの場合、再度の履修は不要です。
- ※ 5) 経過措置として、科目を設置する大学や履修年度に関わらず、「教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の要件を満たす授業科目を履修していれば、「教育における ICT 活用（中・高）」の履修は不要です。当学を卒業した方が在学中に下表の科目の単位を修得済みの場合は、「教育における ICT 活用（中・高）」は履修不要となります。

科目名	備考
教育方法・技術論（中・高）	2019年度～
教育方法研究（中・高）	～2018年度
教育方法学	教育学部教育学科教育学専攻教育学専修設置科目

（３）「教育の基礎的理解に関する科目」等（選択）

以下の科目は、「教育の基礎的理解に関する科目」等の選択科目です。修得した単位は「大学が独自に設定する科目」として取り扱われます。

教育職員免許法施行規則に定める科目			設置科目	単位数	履修方法
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教職特講Ⅰ（教育法規・理論研究） 教職特講Ⅱ（教育法規・事例研究） 教職特講Ⅳ（スクール・ソーシャルワーク） 教職研究Ⅴ（社会変動と教育）※ 教職研究Ⅸ（教育経営）	教職特講各1単位 ・ その他各2単位	選択
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術	授業技術演習		

※の科目は隔年開講

（４）大学が独自に設定する科目（中学校１種・高等学校１種）

以下の科目は、「大学が独自に設定する科目」です。また、「教科又は教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」等の最低修得単位数を超えて修得した単位もこの区分に計上されます。

教育職員免許法施行規則に定める科目	設置科目	単位	履修方法
大学が独自に設定する科目	介護体験実習講義	2	小・中学校のみ必須
	人間理解基盤講座（心の健康教育に関する理論と実践）	2	選択
	学級経営インターンシップ（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	4	
	特別支援教育インターンシップ	4	
	インクルーシブ教育インターンシップ	4	
	教職研究Ⅵ（生涯教育）	2	
	教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2	
	教職特講Ⅲ（部活動論）	1	
	国語科授業技術演習※	2	

※教科「国語」のみ使用可。

（５）教科及び教職に関する科目の総単位数について

「教育職員免許状取得要件」に記載の通り、中学校・高等学校一種免許状を取得するためには、「教科及び教職に関する科目」の合計でそれぞれ「59単位以上」を取得する必要があります。教育の基礎的理解に関する科目等、教科及び教科の指導法に関する科目の必修単位だけでは59単位に満たない場合があるため、ご注意ください。

(6) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

<日本国憲法>

未修得の場合は国際教養学部設置科目「The Constitution of Japan」（2単位）を修得してください。

<体育（実技）>

未修得の場合は当学グローバルエデュケーションセンター設置の「スポーツ実習」を合計で2単位修得してください。

<外国語コミュニケーション>

学部在学中に履修した外国語科目のうちの指定科目2単位で充当されます。科目等履修生としての履修は認められていません。

<数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作>

未修得の場合は当学グローバルエデュケーションセンター設置の指定科目（2単位）を修得してください。

- ※ 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」には1単位科目もありますので、最低修得単位数である2単位の要件を満たすために、合計2単位以上を修得してください。
- ※ 2022年度より、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位が教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目として利用可能となりました（2022年度以降に開講となる対象科目を履修した場合に修得単位が有効となります）。該当科目はグローバルエデュケーションセンター設置の「統計リテラシーα」「統計リテラシーβ」「データ科学入門α」「データ科学入門β」「Statistics Literacy α」「Statistics Literacy β」「Introduction to Data Science α」「Introduction to Data Science β」（各1単位）となります。
- ※ 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」から2単位、または「情報機器の操作」の科目から2単位を修得する必要があり、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」1単位と「情報機器の操作」1単位の組み合わせでは要件を満たすことができません。

(

博物館学芸員資格

博物館学芸員の資格を取得するためには、下表に示された科目の単位を全て修得する必要があります。免許状は発行されず、下表の科目を全て修得したことを示す「単位修得証明書」を就職先の博物館等に提出することにより、学芸員の資格を取得したことが証明されます。

なお、博物館法施行規則の一部改正に伴い、2012年度より新しいカリキュラムとなっています。2011年度以前に学部にて在学した学生が、2012年度以降に科目等履修生等として当学部にて入学した場合でも、新カリキュラムでの資格取得要件を満たす必要があります。旧カリキュラムで修得済みの単位がある場合は、先に在籍した大学で新カリキュラムに読み替えた「単位修得証明書」を発行してもらい、新カリキュラム上での不足単位を確認の上、履修計画を立ててください。

博物館に関する科目	最低修得単位	教育学部設置科目	単位数	履修方法
生涯学習概論	2	生涯学習	2	いずれか1科目群 必修
		生涯学習概論I	2	
		生涯学習概論II	2	
博物館概論	2	博物館概論	2	全科目必修
博物館経営論	2	博物館経営論	2	
博物館資料論	2	博物館資料論	2	
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2	博物館展示論	2	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	
博物館教育論	2	博物館教育論	2	
博物館実習	3	博物館実習	3	
最低修得単位数		19 または 21		

他大学の通信教育課程の履修

他大学で修得した単位と当学で修得した単位を組み合わせることで、教員免許状の申請を行うことも可能です。例えば、他大学の通信教育課程の中には、より低廉な受講料で単位を修得することも可能ですので、以下 HP なども参考にしてください。

私立大学通信教育協会 <http://www.uce.or.jp>

ただし、教育実習および介護等体験については、正規生でないと受け入れていない大学もあるようですので、受講にあたっては、各自でよくご確認ください。

以上